

## 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成23年8月4日

評価者：民間活用推進委員会

### 1. 業務概要

施設名	大師公園
指定期間	平成21年4月1日 ～ 平成24年3月31日
業務の概要	公園管理運営に関する業務（樹木等の維持管理、公園施設の維持管理、清掃、巡視・点検など） 潘秀園管理運営に関する業務（樹木等の維持管理、清掃・池清掃、開園・閉園、巡視・点検など） 有料施設管理運営に関する業務（有料施設の維持管理、施設利用者の受付等）
指定管理者	名称：財団法人川崎市公園緑地協会 代表者：理事長 碓 親二（現職） 土田 勲（平成22年5月31日まで） 住所：川崎市中原区等々力3番12号 電話：044-711-3257
所管課	川崎区役所道路公園センター管理課（内線：71500）

### 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	施設の損傷などに対し、迅速に修理を行うなどきめ細やかな対応が可能となり、市民サービスの向上につながった。 潘秀園の特性を活かした、中国古典楽器による野外ライブコンサートを行うなど、大師公園のPRやイメージアップにより公園利用の活性化につながるとともに、市民サービスの向上に寄与している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	自主事業による野外コンサートの開催、近隣の小学校及び自治会等による年2回の草花の植替えなど、地域に密着した活動を行うことにより、公園利用における活性化の効果は非常に大きい。 園内維持管理業務について、本市の維持管理水準書を上回る作業を実施するなど、指定管理者の柔軟な対応と現実に即したきめ細やかな対応により、市民サービスの向上に寄与している。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	日常の施設点検においては、大師公園点検経路図に基づき実施するなど、利用者が安心して利用できるよう安全の確保に努め、施設の安全性を維持している。 特に潘秀園、噴水、カナルといった修景施設には水場があるので、利用者への注意喚起を十分に行った。 また、3月11日の東日本大震災の発生に際しては、迅速な園内パトロールを実施し、遊具の破損、照明施設の不具合、地盤の隆起や沈下等を確認し、広域避難場所としての機能の確保に努めた。 事故発生時の連絡体制もきちんと構築され、事態の把握が容易に行えた。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	アンケート実施方法や聞き取り調査に力を入れ、より多くの意見を集約し、利用者のニーズを分析し、園芸教室の開催、地元小学校や町会等との協働事業など、地域住民が参画できる自主事業を数多く展開し、利用者満足度の増大を図る。 利用者の安全を確保するための高水準の維持管理を実施する。

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	事業報告書（月次、四半期、年間）の報告書を精査し、指定管理者から適宜ヒアリングを行うなどして、改善すべきものについては、口頭により指導した。
2	制度活用による効果はあったか。	指定管理者制度導入前（平成17年度） 39,778,000円 指定管理者制度導入後（6ヶ年平均） 38,872,508円 内訳 平成18年度 39,300,000円 平成19年度 39,000,000円 平成20年度 38,700,000円（第1期3ヶ年平均：39,000,000円） 平成21年度 38,700,000円 平成22年度 38,700,000円 平成23年度 38,835,050円（第2期3ヶ年平均：38,745,016円） 導入前と導入後の平均を比較すると905,492円の経費節減となっている。 （第1期：△778,000円 第2期：△1,032,984円）
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	利用料金制の導入（有料施設の収入の取り扱い） 指定管理区域の拡大（駐車場管理業務の取り扱い）
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図ることが指定管理者制度の趣旨であることから、直営方式や業務委託方式を活用することは制度導入の趣旨に逆行する。 指定管理者が常駐することで、利用者の安全、安心への取り組みはきめ細やかに実施され、維持管理についても市の水準を上回って実施できることから、指定管理者の有用性は明らかである。

### 4. 今後の事業運営方針について

大師公園は、昭和16年3月に都市計画決定され、野球場・テニスコート・少年野球場などの運動施設や、瀟秀園等の修景施設を備えた大師地区を代表する公園である。これらの施設は、土・日・祝日の利用者が多く、かねてから業務委託により管理運営を行ってきた経緯がある。

平成18年4月からは、指定管理者制度を導入したことにより、指定管理者の自主事業による野外ライブコンサートなど、施設の特性を活かした運営がなされて多くの市民に好評を得ている。また、維持管理作業においては、本市の維持管理水準書を上回る作業を実施するなど、指定管理者の柔軟できめ細やかな対応がとられている。

今後の検討課題として、有料施設の利用申し込みや使用料徴収は市のふれあいネット（川崎市公共施設利用予約システム）を利用していることから、ふれあいネットの下での指定管理者の業務内容と責任範囲について見直しを行うと共に、将来的には、利用料金制が導入できるか否かについて検討を進める必要がある。次に、駐車場の管理については、現在、指定管理とは全く別個に、都市公園法の第5条により設置許可及び管理許可をしていることから、利用料金制の導入と、管理許可の方法や管理許可使用料の見直し等を総合的に検討し、最終的には、指定管理者が管理を一体的にできる手法を取り入れることが望ましい。

こうしたことから、現行の指定管理の枠組みの中で、調整可能なものは調整を図ると共に、駐車場の管理については、見直し方針を明らかにした上で、今後も指定管理者制度を継続して導入することが妥当と考える。